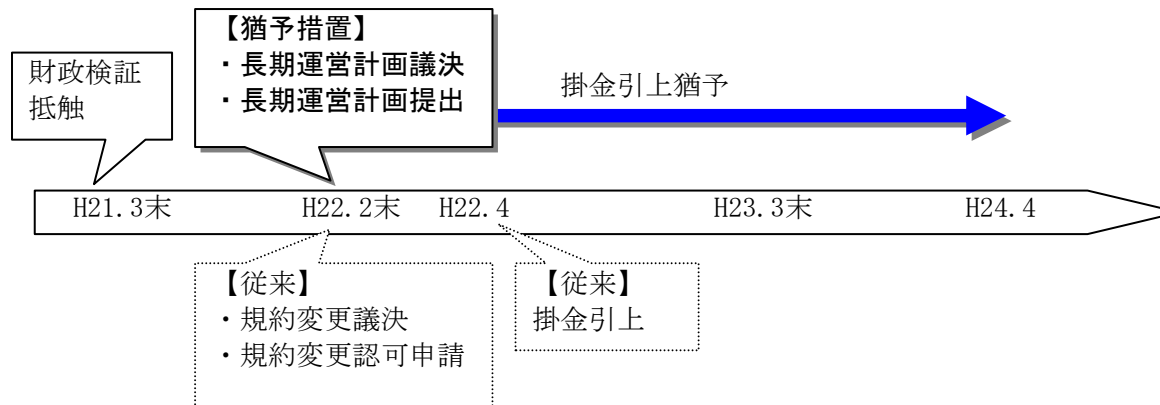


議案第2号 長期運営計画の策定等について

平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に掛金引上げが必要となる基金であって、「長期運営計画」を地方厚生(支)局長に提出した場合は、当該掛金引上げの全部または一部が猶予される。当該「長期運営計画」については、代議員会の議決が必要。

- 【提出期限】 「長期運営計画」を、地方厚生(支)局長宛に提出
→ 規約変更をしたとした場合の認可申請期限まで
※平成20年度末の財政検証に伴い、平成22年4月から掛金引上げが必要となった場合は、**平成22年2月末**まで
- 【添付書類】 財政再計算報告書または変更計算基礎書類
長期運営計画の策定を議決した代議員会の議事録



●当基金の状況及び対応

- 継続基準…期ズレ解消、特別掛金の償却期間の延長でクリアする。
- 非継続基準…特例掛金11%を平成22年4月から新設しなければクリアできない。
 - ⇒掛金の引き上げ ⇒ 現状では難しい
 - ⇒ 「長期運営計画」の策定により2年間の引き上げ猶予の適用

●長期運営計画について

◆ 長期運営計画の目的

長期運営計画は、厚生年金基金が、自らの財政状況等の分析及び今後の事業運営のあり方の検討を踏まえた長期計画を策定し、長期的に持続可能な事業運営を図ることを目的とする。自らのあり方の検討という意味で、長期運営計画は、運用環境の悪化など日本経済全体が等しく被った外的要因による積立不足等の解消よりも、予定利率等の制度設計、厚生年金本体の運用も考慮した運用方針、加入員数の減少等の基礎構造等の**基金の内的要因**による問題点を解消することが目的である。

このため、内的要因に関する対応策は策定する必要があるが、例えば平成19年度及び平成20年度における運用環境の悪化に起因する積立不足の解消策を講ずる必要はない。

基金は掛金引き上げが猶予されている期間内に対応策を準備し、期間終了後には可能な限り対応策の実現に努めることになる。



長期運営計画の策定手続

長期運営計画は、「**現状分析**」と「**実施計画**」から構成される。策定にあたっては、母体企業等と十分に協議し、検討委員会等や理事会等で十分な議論を行った上で、代議員会の議決が必要となる。また、策定後は、加入員等への周知に努めなければならない。



現状分析の方法

現状分析は、現状の制度設計等に基づく10年程度の将来見通し、直近5年間程度の決算における赤字要因の分析、過去の制度設計変更等の効果分析等を踏まえ、現状に基づいた場合に基金財政がどのようになるかを予測し、基金の現状を把握するものである。直近5年間程度の決算における赤字要因の分析のうち、資産運用に係る差損益については、**外的要因と内的要因とに分離する分析**を求められている。例えば、厚生年金本体においても被った運用利差損の分はやむをえない外的要因によるものとみなし、**実際に基金が被った利差損との差を基金の内的要因によるもの（基金がリスクをとった結果）と見込む**などが求められている。



実施計画の策定方法

運用環境が平常に回復する等、外的要因が解消された場合でも財政の健全性が確保されない内的要因について対応策を検討し、その対応策を掛金引上げ猶予期間終了後に開始するような実施計画を策定する。**ただし、精緻なシミュレーションではなく、基金の今後の大きな方向性を示すような計画とする**（具体的な内容が決めきれなければ、検討の方向性を含むようなものでもよい）。



長期運営計画の変更

計画の策定後は、計画の実施のフォローアップを行うとともに、計画の前提が策定時と大きく異なることや、実施困難な事項が発生した場合等には、計画の変更が必要となる。

●長期運営計画の策定について

実施計画の作成方法

留意点

- ・ 内的要因の解消に向けた対応の実施計画であること。
- ・ 20年度における運用環境悪化に起因する不足の解消策を講ずるものではない。
- ・ 掛金引上げ猶予期間終了後に開始する実施計画(大きな方向性を示すもの)であること。

	通知の内容
制度設計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定利率の見直しは、現実的に達成可能な想定利回りを元にする事。 ・ 掛金の引上げは段階的な引上げも考慮に入れること。 ・ 外的要因による不足の解消は、掛金引上猶予終了時の状況を踏まえ掛金対応する。
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 達成可能な利回りを想定した運用方針を検討すること。 ・ 支出超過や加入員減少が見込まれる場合はこれに留意すること。 ・ 代行部分は「財政中立化」されていることを踏まえた運用方針とすること。 ・ 厚年本体の名目運用利回りの前提(平成32年度以降4.1%)については、代行部分の想定利回りにする必要はなく、国の基本ポートフォリオを参考にしつつ、基金固有の許容リスク内で最大のリターンを得るよう資産構成を決定する。
基礎構造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入員減少等の基金の基盤に関わることは、母体企業、業界と協議のこと。 ・ 事業所の追加編入、適年・退職金制度実施先の取り込み、合併などの検討。編入・合併については、“個別資産管理”の利用も考慮のこと。

現状の評価

分析項目	現状の評価
予定利率(プラスアルファ部分)	<ul style="list-style-type: none"> ○現在 5.5%を使用 ○現時点での実現可能な運用利回りとの対比においては、高いのではないかと考えられる。
掛金水準(プラスアルファ部分)	<ul style="list-style-type: none"> ○妥当であると考えられる。
給付水準(プラスアルファ部分)	<ul style="list-style-type: none"> ・現在プラスアルファは約15%の水準であり、妥当な水準であると考えられる。
特別掛金率 (代行部分、プラスアルファ部分)	<ul style="list-style-type: none"> ○特別掛金率は25/1000(掛金全体の35%弱)であり、他の総合基金との相対比較の中でも高い水準にある。
基金加入員数の動向	<ul style="list-style-type: none"> ○比較的安定して推移している。
基金の成熟度の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・成熟度が高まってきており、収入・支出については既に逆転しており支出超過の状況である。 ・支出の増加を踏まえ、安定的な運用収入の獲得が望まれる。

方向性の検討

検討項目	方向性の検討
<p>予定利率(プラスアルファ部分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○実現可能な運用利回りを基準に考えた場合、予定利率5.5%の引下げが必要ではないかと考えられる。 ○「資産運用の方針」とセットで検討する必要がある。 ○将来、諸般の状況が改善し、剰余金が生じた場合には、予定利率引下げを実施すべきである。
<p>給付水準(プラスアルファ部分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○給付水準の引き下げ余地はほとんどなく、実施しても実効性に乏しい。年金受給者については、給付水準の引き下げ余地があるものの、最低積立基準額の一時金選択の権利行使によって、かえって財政が悪化する懸念が高いことから、実施は困難であると考えられる。
<p>資産運用の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○運用利回りのリスク水準を引下げて、運用環境不芳時の不足金発生を抑制する方向で検討する必要がある。 ○成熟度が高まりつつある中、財政運営における運用収益のウエートが高まっており、安定運用の実現は必須の課題である。 ○しかしながら、既に発生している不足金については、一定程度運用でカバーする必要もあると考えられることから、一定の運用リスクを許容した上で、下ぶれリスクを回避する仕組み作りが検討課題であるといえる。